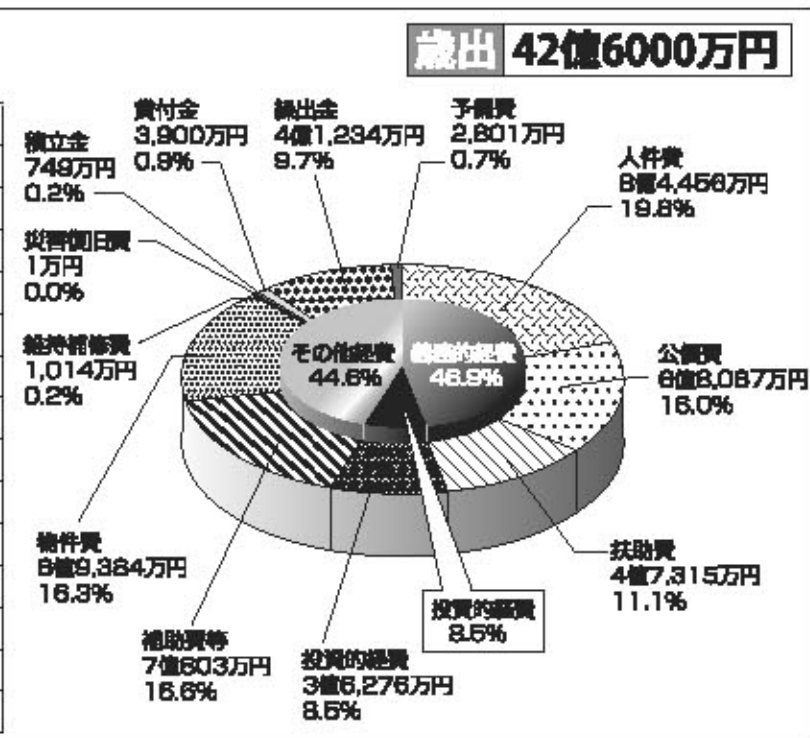


一般会計

科目	予算額	構成比
歳出		
一般会費	8,404万円	2.0
総務費	4億9,051万円	11.5
民生費	11億2,321万円	26.4
衛生費	2億7,260万円	6.4
労働費	3,340万円	0.8
農林水産業費	3億2,321万円	7.6
商工費	1億4,251万円	3.3
土木費	4億3,185万円	10.1
消防費	2億4,322万円	4.8
教育費	4億4,566万円	10.5
災害復旧費	1万円	0.0
公債費	6億8,067万円	16.0
予備費	2,801万円	0.7
合計	42億6,000万円	100.0



**経済情勢悪化による自主財源の確保が厳しい状況**

歳入は、歳入全体の約3割強を占める町税が厳しい経済状況を受け、法人町民税が前年度比16・3%減の6,835万円、個人町民税も10・5%減の3億6,943万円を見込んでいます。町税総額では、1・8%減の14億4,236万円を計上しています。

町民税や固定資産税などの町税は、全体の歳入に占める割合が大きいため、町の予算を計画的に執行するためにも町民の皆さんの納期内の納税が重要になってきます。

国からの地方交付税は、2,800万円(2・8%)増の10億4,500万円を見込んでおり、基金からの繰入金は、3億5,571万円、臨時財政対策債が22・3%増額されるため、町債を7,100万円増の3億8,280万円計上しています。

また、今年度からスタートする子ども手当に対する国庫負担金が、1億9,868万円を計上されていることも、予算総額を押し上げた要因になっています。

今年度予算は、町税などの自主財源の確保が大変厳しい状況ですが、適正な起債枠を確保しながら財源を確保しました。

**公債費は減少傾向に**

主な歳出は、性質別に見ると、人件費が前年度比1,756万円(2%)減の8億6,121万円、特別会計への繰出金が2,729万円(6・2%)減の4億1,234万円となりまし、234万円となりました。子ども手当の創設などにより、扶助費は1億7,236万円(57・3%)増の4億7,315万円となり、人件費、扶助費などの義務的経費は、毎年増え続けています。

町の借入に対する返済金にあたる公債費は、6億8,067万円とピークを越えたことにより年々若干ではありますが減少傾向にあります。

一般会計は7年ぶりに

40億円を超える予算編成

平成22年度各会計当初予算が町議会定例会で議決され、成立しました。一般会計(特別会計などを合わせた)予算総額は、78億1,417万円となり、一般会計では、前年度比3億2,000万円増で、16年度以来7年ぶりに40億円を超える増額予算で町の財政を切り盛りすることになります。今月からは、一般会計を中心に今年度予算の中身を見ていきます。



鎮石町長 木城政雄

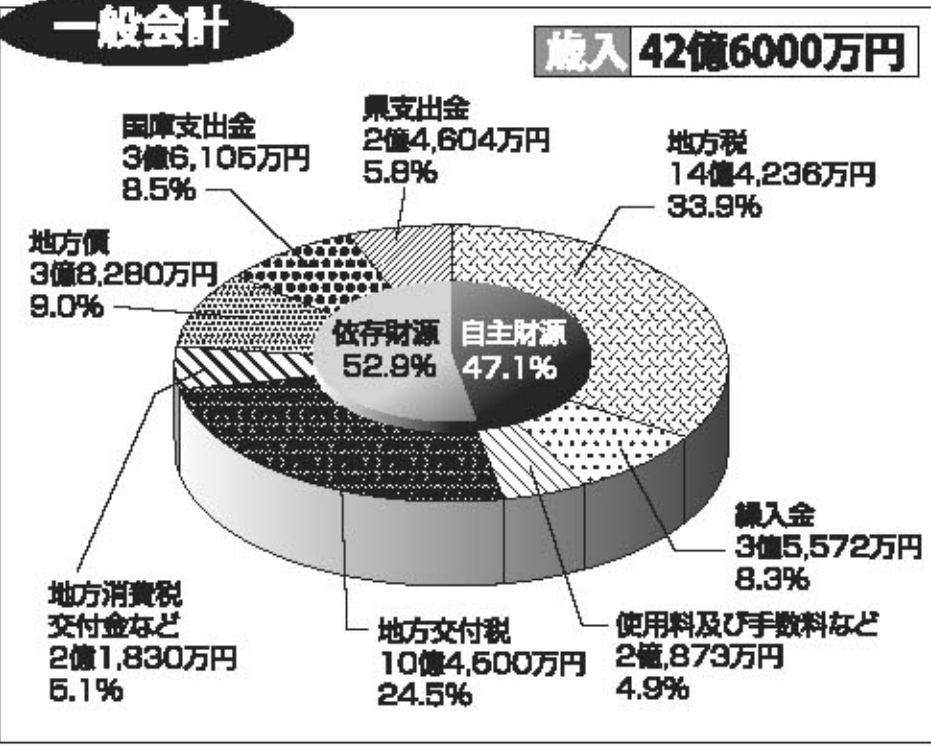
平成22年度当初予算の概要について申し上げます。本年度予算編成にあたりましては、第4次総合計画の基本理念である「共に生き 共につくる 牧場の朝のまじ」の表現に向け、「快適空間づくり」「元気づくり」「活力づくり」「人づくり」「地域づくり」の5つの柱を基軸に、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

一般会計予算の総額では、42億6,000万円と、平成16年度当初予算以来、7年ぶりに40億円を超える大幅な増額となります。

また、一般会計、特別会計、企業会計を合算した総額も、78億1,417万円、前年度比7億76万円の増額予算となりました。

この増額予算編成の背景には、国において臨時財政対策債も含めた地方交付税額も過去最高額を記録したことや地域活性化・雇用等臨時特別債の創設など地方への一定の配慮がなされたことにあります。

厳しい経済状況を反映して地方税などの自主財源確保は、厳しいものの、事業見直しと経費削減の圧縮を図ったところから、予定している事業を計画的に進めるために、さらなる行財政改革を推進し、「町民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくり」に向けて予算措置を行ったところであります。



**【予算の仕組み】**

町の予算は、一般会計、特別会計、企業会計の3つに分れることができます。各会計には、町に入るお金の歳入、町から出るお金の歳出があり、法律でそれぞれの収支の均衡が義務づけられています。赤字予算・決算は許されず、黒字予算・決算は許されています。一般会計は、町行政運営の財政を基本的に経理する会計で、福祉や教育、建設など町の事業の大部分をまかなう大事な会計です。

「歳入」歳入は、地方公共団体が一般会計年度における一切の収入を言います。

「歳出」歳出は、地方公共団体が一般会計年度における一切の支出を言います。

「性質別歳出」地方公共団体の経費を性質別に分類するもので、義務的経費、投資的経費、その他の経費に区分されます。義務的経費は、人件費、扶助費、公債費で、支出が義務づけられているものです。投資的経費は、道路や公共施設の建設といった行政水準の向上にかかる経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費から構成されます。

「公債費」借入金の返済に使われるお金

「国庫支出金」国庫からの繰入金など

「地方交付金」国庫からの繰入金など

「地方債」国庫からの繰入金など

「地方消費税交付金など」国庫からの繰入金など

「使用料及び手数料など」国庫からの繰入金など

「地方交付税」国庫からの繰入金など

「国庫支出金」国庫からの繰入金など

「予備費」国庫からの繰入金など

「その他経費」国庫からの繰入金など

「補助費等」国庫からの繰入金など

「物件費」国庫からの繰入金など

「維持補修費」国庫からの繰入金など

「災害復旧費」国庫からの繰入金など

「臨時財政対策債」国庫からの繰入金など

「国庫支出金」国庫からの繰入金など

「国庫支出金」国庫からの繰入金など

「国庫支出金」国庫からの繰入金など

「国庫支出金」国庫からの繰入金など